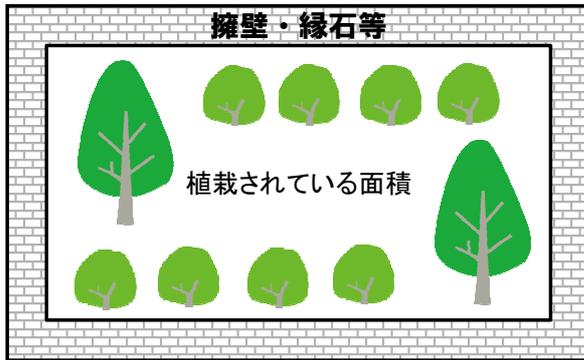
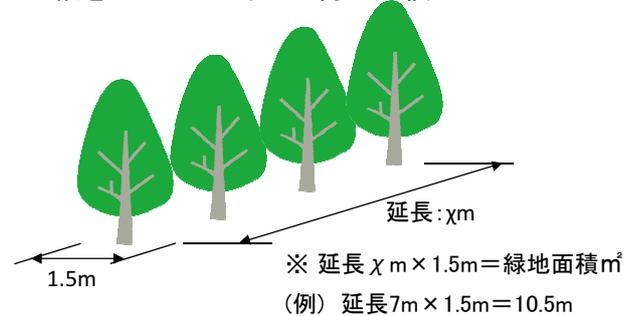


【面積の算定基準】

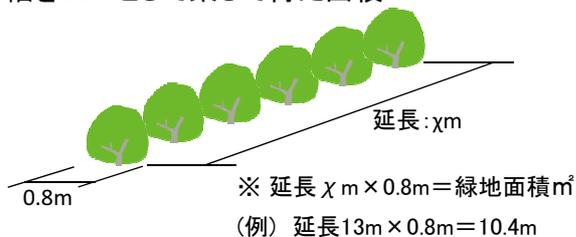
- (1) 擁壁、縁石等で区切られ、その区切りから内側に植栽されている面積



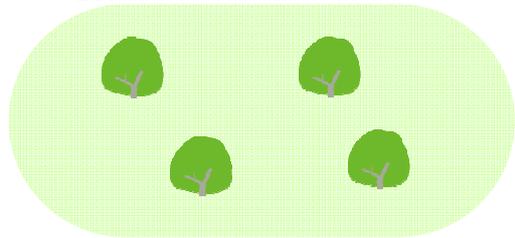
- (2) 擁壁、縁石等で区切らないで高木を並木状に植栽する場合
並木の両端の樹木に沿った延長に、幅を1.5mとして乗じて得た面積



- (3) 擁壁、縁石等で区切らないで低木を生け垣状に植栽する場合
生け垣の両端の樹木に沿った延長に幅を0.8mとして乗じて得た面積



- (4) 擁壁、縁石等で区切らないで低木及び地被植物(芝生等)で植栽する場合
その覆われている面積



- (5) 駐車場と緑地を兼用する場合
緑化ブロック等の構造物を外した面積

緑化面積
= 駐車場面積 - 緑化ブロック等の構造物を除いた面積

※ 緑化ブロック等はコンクリート製品に限る。



- (6) 建築物の屋上部を植栽する場合敷地面積の5%を上限に緑地面積として算入できます。

※ 屋上緑化にプランターやコンテナを利用する場合は、容量が50L以上(連結式の場合は、連結後の総容量が50L以上)とし、ボルトや接着剤等で建築物に固定してください。
また、人が出入り可能な「屋上」を対象とし、定期的な維持管理やトラブル防止に努めてください。



- (7) その他緑地の面積として算入できるもの

事業場敷地内の調整池を緑化した場合は、調整池の面積を緑地面積に算入できます。